

サービスの利用不能の際における料金の返金に関する規則

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

Windows コラボレーションホスティングサービス利用約款第53条第2項の規定にもとづいて当社が定めるべき率については、この規則で定めるところによります。

第1条

Windows コラボレーションホスティングサービス利用約款第53条第2項の規定にもとづいて当社が定めるべき率は、次に掲げる通りとします。

- | | | |
|-----|----------------|------|
| (1) | 98.0%から99.8%まで | 10% |
| (2) | 95.0%から97.9%まで | 25% |
| (3) | 90.0%から94.9%まで | 50% |
| (4) | 89.9%以下 | 100% |

付則（2007年10月17日作定）

この規則は、2007年10月17日に作定し、即日実施します。

ywhk01